

様式第 3 - 4 号

令和 8 年 4 月 6 日

## 公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

群馬県知事 山本 一太

登録番号	12	登録年月日	平成13年9月10日				
地域登録検査機関の名称	邑楽館林農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 阿部 裕幸						
主たる事務所の所在地	群馬県館林市赤生田町847番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
群馬県	田部井和広	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026001				
	飯島 彰彦	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026002				
	小林 雅宏	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026003				
	小暮 直毅	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026004				
	増尾 雄也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026005				
	長谷川和宏	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026006				
	伊藤 恵一	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026007				
	松本 拓真	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026008				
	森澤 慎也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026009				
備考	9名新規登録(令和8年3月11日)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。